

議案第 35 号

横手集会所の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり横手集会所の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 7 年 3 月 10 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成 7 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

横手集会所の設置及び管理に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、横手集会所の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 横手地区の担い手育成など地区住民の自主活動を助長し、住民福祉の向上と林業の振興を図る拠点として、横手集会所（以下「集会所」という。）を、三朝町大字横手 300 番地の 2 に設置する。

（利用の許可）

第 3 条 集会所を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第 4 条 集会所の利用については、無料とする。

（管理の委託）

第 5 条 町長は、集会所の施設設備の保全及び利用の許可に関する事務について、

その一部又は全部を公共的団体に委託することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、集会所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 3 月 25 日

三井物産株式会社 代表取締役社長 西尾 敏

三井物産株式会社

集会所の管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第54条の2第1項の規定に基づき、三井物産株式会社の集会所の管理に関する事項について定めることと目する。

(範囲)

第2条 本規則は、三井物産株式会社の各支店及び支店長が所管する集会所(以下「集会所」という。)に適用する。ただし、三井物産株式会社の本社に設置する集会所については、別段定める。

(利用の許可)

第3条 集会所の利用しようとする者は、事前に支店長の許可を受けなければならない。

(利用料)

第4条 集会所の利用については、無料とする。

(管理の委託)

第5条 支店は、集会所の施設設備の保全及び利用の許可に関する事項について、